

報告第12号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和2年6月2日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因して事業継続に影響を受けている中小企業者及び小規模企業者に対し、緊急経営資金の融資条件を緩和することにより、経済的な支援を行うため。

専決第 7 号

八幡浜市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例の制定につき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 4 月 27 日

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例

八幡浜市中小企業振興資金融資条例（平成 17 年条例第 173 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(融資の対象)</p> <p>第 9 条 融資の対象は、市内に住所又は事務所を有し、次の各号のいずれかに該当する者に限る。ただし、市税の滞納者を除く。</p> <p>(1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）<u>第 2 条第 1 項に規定する中小企業者及び同条第 5 項に規定する小規模企業者</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>(融資の対象)</p> <p>第 9 条 融資の対象は、市内に住所又は事務所を有し、次の各号のいずれかに該当する者に限る。ただし、市税の滞納者を除く。</p> <p>(1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）<u>第 2 条に定める中小企業を営んでいる個人又は法人</u></p> <p>(2) (略)</p>

附則に次の 1 項を加える。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する緊急経営資金に関する特例)

- 3 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因して事業活動に著しい影響を受けた中小企業者又は小規模企業者に対する緊急経営資金に係る第 9 条及び第 9 条の 2 の適用については、第 9 条ただし書中「市税の滞納者」とあるのは「市税の滞納者（市税を完納し、又は徴収の猶予若しくは期限の延長がなされた者を除く。）」と、第 9 条の 2 第 2 項中「前条」とある

のは「附則第3項において読み替えて適用する前条」と、「直近の3か月間の月平均売上高が昨年同期の」とあるのは「直近の3か月間又は直近の2か月間の月平均売上高が昨年同期の（創業を行った個人又は創業により設立された会社であって、事業を開始した日以後（以下「創業後」という。）6か月以上1年2か月未満のものにあつては、直近の3か月間又は直近の2か月間の月平均売上高が創業後2か月目から令和元年12月までの）」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。